

慰霊塔（碑）のあり方検討協議会設置要綱

（目的）

第1条 先の大戦により犠牲となった戦没者の御霊を慰めるため、県内には多くの慰霊塔（碑）が建立されているが、現在、関係者の高齢化等に伴い十分に管理がなされていないという課題が顕在化している。この状況を踏まえ、慰霊塔（碑）の今後のあり方等を検討するため、「慰霊塔（碑）のあり方検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 慰霊塔（碑）の今後のあり方に関して必要な事項
- (2) その他慰霊塔（碑）に関して必要な事項

（構成員）

第3条 協議会は16名以内で、次に各号に掲げる者により構成する。

- (1) 慰霊塔（碑）の建立に関係する者
- (2) 慰霊塔（碑）の管理に関係する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他慰霊塔（碑）に関係する者

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は沖縄県福祉企画統括監とし、副会長は会長が指名した者をもってあてる。
- 3 会長は協議会を総括し、協議会を招集するとともに協議会の進行を行う。
- 4 会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。
- 5 会長が必要と認めた場合、協議会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 協議会の事務局は、沖縄県福祉保健部福祉・援護課内に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月14日から施行する。